

月形町農業ビジョン

平成30年 4月

月形町農業再生協議会

— 目 次 —

1	地域農業の改革の基本的な方向	1 P
	(1) 地域農業の特性		
	(2) 作物振興及び農地利用の将来方向		
	(3) 担い手の明確化と育成の将来方向		
2	農業生産及び担い手育成の具体的な目標	4 P
	(1) 作物作付及びその販売の目標		
	(2) 担い手の育成及び担い手への土地利用集積の目標		
3	ビジョン実現のための手段	9 P
	(1) 経営所得安定対策における産地交付金の活用方法		
	(2) その他の事業の活用		

1 地域農業の改革の基本的な方向

(1) 地域農業の特性

月形町は、空知管内の南西部、樺戸郡の最南端に位置し、南東は石狩川を隔て美唄市、岩見沢市北村に接し、北西から西南にかけては石狩管内の当別町及び新篠津村、北は浦臼町にそれぞれ接し、東西15.6km、南北19.5km、町の総面積は151.05km²で樺戸連峰と石狩川に挟まれた丘陵地と平坦地からなる農業地帯である。

月形町の水田面積の約47.2%を占める1,152haに水稲が作付されており、月形町の農業総産出額の約54%を占める基幹作物となっている。水田面積の残り1,291haと畑465haは、小麦、大豆、飼料作物といった土地利用型作物と花き、果菜等を主とする労働集約型作物が占めている。営農類型は、水稲、花き、果菜等の専業の形態と、水稲＋土地利用型の形態と水稲＋労働集約型作物の形態が混在している。

農業を基幹産業とする月形町は、国の農業政策の転換と農業の国際化の進展、さらに高齢化と後継者不足等による農家戸数の減少により、町の活力低下が大きな問題となっている。

農業生産においては輸入農産物との競合、産地間競争の激化、環境問題や食品の安全に対する消費者の関心の高まりなど、多様な対応が求められている。

(2) 作物振興及び農地利用の将来方向

ア 基本的な方向

月形町の農業は、水稲、花き、果菜等の専業の形態と、水稲＋土地利用型の形態と、水稲＋労働集約型作物の形態が混在している。

今後は、水稲面積の維持、水稲＋土地利用型作物の複合経営の定着と、花き、果菜等の特産品の計画的な生産を目指し、水稲、土地利用型作物、労働集約型作物それぞれに振興を図っていく。

また、「北のクリーン農産物表示制度（Yes! Clean）」や「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定（エコファーマー）」の活用に加え、今後もより良い農業生産に取り組むため、消費者が重視する食品の安全や生産者自らの身を守る労働安全等、国際水準GAPの取組みについても検討する。

イ 稲作

(ア) 基本的な方向

- ①水稲を基幹作物として位置づける。
- ②農家所得の確保を基本に「売れる米づくり」を目指し、高品質米、良食味米、需要の拡大が期待される業務・多収品種米の作付に取組み、需要に応じた生産及び出荷調製を推進する。

(イ) 売れる米づくり

「売れる米づくり」を実践するには、月形産を全面に押し出し、需用者の多様なニーズに応える品質、数量、信頼の確保が重要である。よって、下記の取組みを行う。

- ・需要者の求める品種及び用途を把握し、奨励品種を明らかにする。
- ・関係機関による啓蒙活動を行う。
- ・ポジティブリスト制度の徹底と北海道あんしんネットへの取組みを行い、栽培履歴の管理を的確に実施する。
- ・コンタミ防止対策を徹底する。

(ウ) 米の生産の目安の設定と高品質、良食味米の安定生産

生産の目安数量及び面積については、過去の実績（収量・品位・品質）を基準として意欲ある担い手を中心に配分する。

(エ) 新規需要米への取組み

需要に応じた水稻作付を推進し、生産の目安が大幅に減少した場合は、新規需要米（加工用米・WCS用稲・飼料用米）への移行も検討し水稻作付面積の維持に努める。

(オ) 地産地消への取組み

①学校給食等地元への優先的供給やイベントでの積極的PRと販売促進を継続する。

②月形産米ななつぼし等を地元住民が購入できる環境を定着させる。

ウ 畑作物・特産品

(ア) 基本的な方向

①畑作物・園芸作物は、ともに重点振興する作物を選定し、クリーン農業を柱として農薬や化学肥料の使用を削減し、環境に優しい産地を目指す「北のクリーン農産物表示制度（Yes! Clean）」や「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定（エコファーマー）」を活用し、計画的生産の推進とともに、安定した農業経営と月形ブランドを確立する。

②飼料作物は、耕畜連携による自給飼料の確保と生産性の向上を図る。

(イ) 作物の重点化

①経営面積の規模拡大が進んでいる中で、転作における土地利用型作物として小麦・大豆の作付けを推奨する。

②所得向上を目指すために、優良品種を計画生産し需用者ニーズに応じた農産物の供給体制をさらに強化する。

③花き・果菜類の作物については、自然に優しいクリーンな栽培を実践し、さらなる栽培技術の確立とブランド強化を図る。

④産地化のさらなる強化を目指し、農産物の付加価値化や利用促進を進め、農業経営の安定に繋げる。

⑤飼料作物は、有畜農家の飼養頭数に応じた作付けを推奨する。

⑥地力増進作物は、適正な輪作体系の維持や土地改良に係る基盤整備事業の後作等、条件にあてはまる場合のみの作付けとする。

(ウ) 地産地消への取組み

①学校給食等地元への優先的供給やイベントでの積極的PRと販売促進を継続する。

②畑作物の小麦と大豆の加工食品、特産品の果菜等を地元商店で購入できる環境を定着させる。

(3) 担い手の明確化と育成の将来方向

ア 担い手の定義

月形町では次の者を担い手とする。

①認定農業者

②認定新規就農者

③農地所有適格法人

④集落営農組織

⑤特定農業団体

⑥上記以外で次の条件の全てに適合する者

- ・今後、概ね10年以上継続して営農を行う者
- ・直近の経営内容において農外所得を農業所得が上回っている者
- ・月形町 人・農地プランで地域の中心となる経営体として位置付けられている者

イ 担い手の育成

(ア) 基本的な方向

- ①担い手を中心とした地域農業の持続的発展を図るため、農業者個人で担い手となることが困難な場合は、集落営農や農業法人への誘導を行う。
- ②現在、担い手である者について地域農業の持続的発展を図るため、集落営農や農業法人設立に向け検討する。
- ③地域農業の核となる、担い手のリーダーを育成するため、月形町農業再生協議会が中心となり指導を行う。
- ④月形町 人・農地プランにより、地域の中心となる経営体（担い手）を把握し、農地集積や農業法人の設立等の支援を行う。

(イ) 認定農業者

水田経営において平成29年12月31日現在159名の認定農業者、1名の認定新規就農者となっており、月形町 人・農地プランに基づき、地域の中心となる経営体の育成に努める。

(ウ) 農地所有適格法人（1戸法人・複数戸法人）・集落営農組織・特定農業団体

月形町の農業の持続的発展を図るため、地域農業者の合意を基本に担い手を中心とした組織作りや農業法人設立に向けた支援に努める。

(エ) 機械利用組合・農作業受託組織・コントラクター

月形町の農業構造を踏まえ、地域に適した機械利用組合等組織の拡充を行い、コントラクター化への発展を目指す。

(オ) 農業後継者・新規就農者・女性・高齢者

- ①農業後継者の確保は、月形町農業を展開する中で最も重要な課題であり、新規学卒後継者の育成、Uターン後継者、新規就農者の参画が必要不可欠となる。特に、月形町の新規就農者支援対策等により、将来、就農や農業法人などの構成員となりうる人材づくりを推進する。
- ②従来は花きを中心とした新規就農者の受入を積極的に進めていたが、それ以外の作目でも新規就農者を受入れる体制を整える必要があるため、制度の拡充や関係機関がより一体となった就農支援の実現を目指す。
- ③農業の持続的発展に向けては、女性、高齢者の経営参画や労働力が重要不可欠であり地域農業の支えとなるよう多様な担い手の育成を推進する。

ウ 担い手への土地利用集積

- ①農地の生産環境（適地適作）を考慮し、将来を見据えてどのように作付けしていくか検討する。
- ②地域の農地流動化事情を踏まえ、農地保有合理化事業等の各種制度を活用し、担い手への所有権移転及び利用権設定を進める。
- ③規模拡大を望む担い手には優先的に土地利用集積を行う。
- ④耕作放棄地の発生を未然に防ぐため、関係機関と情報交換を実施し、適正な農地の有効利用と担い手への土地利用集積に努める。

エ 担い手の明確化

(ア) 明確化された担い手のリスト

担い手リスト 別紙のとおり

(イ) 組織化等に向けた担い手の確保対策

月形町農業再生協議会を中心に地域の担い手を核とし、法人化・集落営農組織化に向けた協議・検討を行う。

2 農業生産及び担い手の育成の具体的な目標

(1) 作物作付及びその販売の目標

【水稻生産（米）】 (h a)

品 種		基準年(H29)	目標年(H34)
主 食 用 米	ななつぼし	797.1	795.0
	きらら397	101.3	100.0
	ゆめびりか	176.1	190.0
	その他	61.8	50.0
備蓄米・加工用米		0.0	7.0
新規需要米（WCS・飼料用）		15.8	8.0
合 計		1,152.1	1,150.0

①目標年水稻 作付面積・・・1,150ha

②生産の目安（主食用米）については、売れる米づくりに対する努力が評価される状況となったが、全国的な米消費の低迷などにより需給環境は厳しい状況にあり、生産の目安（主食用米）は減少することが予測される。水稻作付面積を維持するため、生産の目安（主食用米）減少分については、新規需要米（加工用米・WCS用稲・飼料用米）などの水張転作を実施し、目標年の作付面積を1,150haとする。

③低蛋白米の安定生産・安定供給を実現し、さらなる「売れる米づくり」を展開するため、良食味米品種への作付誘導を行うとともに北海道米あんしんネットへの取り組み及び基本的栽培技術の励行を実践し、安心・安全な月形産米のブランド化を図る。

⑤「こめ工房」の利用や最新調製機材使用による異物除去及び均質生産を求め、信頼される月形産米の生産及び用途別販売を推進する。

⑥播種前契約及び複数年契約を進め、産地指定率の確保を図る。

⑦主食用米の減少面積は、水張転作により水稻作付面積の維持を図る。水張転作については、新規需要米（加工用米・WCS用稲・飼料用米）の作付けを推進する。

【畑作生産（小麦）】 (h a)

	品 種	基準年(H29)	目標年(H34)
春小麦	はるきらり	63.1	70.0
秋小麦	きたほなみ	234.0	240.0
	ゆめちから	65.9	65.0
	ホクシン	5.2	5.0
合 計		368.2	380.0

①目標年小麦作付面積・・・380ha(畑を含む)

②小麦は、大豆との輪作体系も考慮し、目標年の作付面積を380haとする。

③堆肥の投入及び地力増進作物を導入・推進するとともに、気象条件、土壌条件に応

じた圃場管理の徹底を図り、収量向上及び品質評価区分最高ランクを目指す。

- ④小麦の大豆間作栽培の作業機の導入や播種技術の向上を図り、小麦、大豆の輪作体系を確立する。
- ⑤春小麦は、実需者からの「春よ恋」に対する強い要望も有るが、耐倒伏性及び赤さび病抵抗性等に優れている「はるきらり」の作付を継続し、安定的な収量及び品質を確保する。
- ⑥秋小麦は、耐病性及び実需者からの銘柄に対する評価を考慮した「きたほなみ」（用途区分 日本めん用）と、道内で発生が拡大している縞萎縮病に対する強い抵抗性がある「ゆめちから」（用途区分 パン用・中華めん用）をブレンドすることにより需要拡大が見込まれるため、作付を定着させる。
- ⑦秋小麦は現在「なまぐさ黒穂病」の発生が危惧されており、今後も発生防止対策を講ずる必要がある。

【畑作生産（大豆）】 (h a)

品 種	基準年(H29)	目標年(H34)
とよまさり	419.3	405.0
黒大豆等	25.7	25.0
合 計	445.0	430.0

- ①目標年大豆作付面積・・・430ha(畑を含む)
- ②大豆は、小麦との輪作体系を考慮し、目標年の作付面積を430haとする。
- ③小麦等との輪作体系の確立及び気象条件、土壌条件に応じた圃場管理の徹底を図り、品質と反収の向上とクリーンで安全な生産を推進する。
- ④実需者ニーズの高い産地品種銘柄「とよまさり」を中心とした作付を図る。また、栽培特性や加工特性を考慮し、新たな優良品種に注視する。
- ⑤契約栽培や需要に応じた生産及び出荷調製を推進し、実需者の要望に合わせた等級別、用途別販売を行う。

【畑作生産（飼料作物）】 (h a)

	基準年(H29)	目標年(H34)
牧草	535.4	490.0
青刈りえん麦	1.9	3.0
子実用えん麦	0.0	2.0
合 計	537.3	495.0

・牛飼育頭数 (頭)

		基準年(H29)	目標年(H34)
肉牛	成牛	519	720
	育成牛	291	250
乳牛	成牛	78	80
	育成牛	14	15
合計		902	1.065

・畜種別1頭当たり飼料作物必要面積 (a)

畜種別区分	乳牛		肉牛		
	成牛	育成牛	肥育牛	繁殖牛	
				成牛	育成牛
牧草・えん麦	135	75	60	95	65
飼料用とうもろこし	31	13	9	19	12
飼料用稲	75	31	23	24	29

- ①目標年飼料作物作付面積・・・495ha(畑を含む)
- ②目標年の飼育頭数は、微増（約1,000頭）と考え畜種別1頭当たり飼料作物必要面積から目標年の作付面積を495haとする。
- ③農地の有効利用と適切な作付及び管理を行い、収量向上を図る。
- ④毎年4月1日までに有畜農家は自家利用計画の作成を、耕種農家は有畜農家との利用供給契約を締結し、安定的な飼料供給体制を構築する。

【特産品生産（花き）】 (h a)

	基準年(H29)	目標年(H34)
作付面積	69.8	60.0

- ①目標年花き作付面積・・・60ha(畑を含む)
- ②全国的に花き業界の市場規模は縮小傾向にありながらも当産地主力のカーネーション・スターチス等の市場側要求は高いことから、目標年の作付面積を60haとする。
- ③土づくりを基本とし気象条件、土壌条件に応じた圃場管理の徹底を図り、長期・安定出荷、品質及び撰花の統一を図る。
- ④エコファーマー認証制度を活用し、環境に優しい花づくりを定着させ、付加価値の高い「月形の花」を目指す。
- ⑤新規就農者の受入等により生産面積の維持を図る。
- ⑥計画出荷体系の確立と、集中出荷の回避により、出荷の平準化を図り、市場への安定供給を目指す。

【特産品生産（果菜）】 (h a)

	基準年(H29)	目標年(H34)
メロン	12.8	12.0
カンロ	3.7	3.5
スイカ	8.5	7.5
合計	25.0	23.0

- ①目標年果菜作付面積・・・23ha(畑を含む)
- ②担い手の高齢化により作付面積は減少したものの、道内及び中京地区での評価は高いことから、目標年の作付面積を23haとする。
- ③ハウス栽培へ誘導し、効率性と品質を重視した栽培を行う。
- ④堆肥の投入、化学肥料・農薬の減量及びねぎの混植を実施し、さらには休閒緑肥の導入により連作障害を回避し、安心・安全な生産と供給を図る。
- ⑤Yes!clean表示制度の継続、新規登録農産物の拡大を目指す。
- ⑥産地のPRを積極的に取り組み、販売戦略の充実・強化を図る。
- ⑦メロンは、「北の女王」（赤肉）、「月雫」（青肉）の2種類を中心に生産し、赤肉、青肉メロンのセット販売ができる産地の特性を活かしたギフト販売を拡充する。また、「北の女王」の出荷終盤期に出荷できる赤肉メロンの新たな品種を継続して作付し、出荷期間を安定させる。
- ⑧カンロは、栽培技術の向上を図り、生産量の維持・向上を図る。
- ⑨スイカは、「ダイナマイトスイカ」を中心とし、高品質出荷により生産量の維持・向上を図る。
- ⑩集中出荷を回避し、出荷の平準化を図り、市場への安定供給を目指す。

【特産品生産（南瓜）】 (h a)

品 種	基準年 (H29)	目標年 (H34)
北のころ	19.3	20.0
虹ロマン	13.9	10.0
そ の 他	8.0	10.0
合 計	41.2	40.0

- ①目標年南瓜作付面積・・・40ha（畑を含む）
- ②南瓜は、年々作付減少傾向ではあるが中京地区での販売需要は高く、販売路線も確立されていることから目標年の作付面積を40haとする。
- ③Yes!clean表示制度の継続し、堆肥の投入、化学肥料・農薬の減量及び耕種的防除の実施により安心・安全な生産と供給を図る。
- ④産地のPRを積極的に図り、販売戦略の充実・強化を図る。
- ⑤「北のころ」・「虹ロマン」の北海道専用品種2品種を中心に作付し、実需者のニーズに応える日持ちする新品種の拡大を図る。
- ⑥計画出荷体系の確立と、集中出荷の回避により、出荷の平準化を図り、市場への安定供給を目指す。

【特産品生産（トマト）】 (h a)

品 種	基準年 (H29)	目標年 (H34)
大玉トマト	3.3	3.5
ミニトマト	6.7	12.5
合 計	10.0	16.0

- ①目標年トマト作付面積・・・16ha（畑を含む）
- ②大玉トマトは作付面積が減少傾向にあるが、ミニトマトと同様に道外（関東・中京地区）での販売需要は高く、販売路線も確立されていることから目標年の作付面積を16haとする。
- ③大玉トマトは、現在確立されている相対取引を中心とした販売体制を維持・強化する。また、町の特産品トマトジュース「月形まんまるトマト」の生産を確保するためトマトジュース用トマトの作付も推進する。
- ④大玉トマトはYes!clean表示制度の継続、堆肥の投入、化学肥料、農薬の減量の実施により安心・安全な生産と供給を図る。
- ⑤ミニトマトは、施設集荷の撰果ラインにより高品質な供給を図る。
- ⑥ミニトマトは化学肥料・農薬の減量の実施により安心、安全な生産と供給を図る。また、Yes!clean表示制度・エコファーマー認証制度の取得を目指す。
- ⑦ミニトマトは摘房など管理技術をもって計画出荷体系を確立し、集中出荷の回避と、出荷の平準化による市場への安定供給を目指す。
- ⑧産地のPRを積極的に図り、販売戦略の充実・強化を図る。

作付面積 (h a)

作物	基準年(H29)	目標年(H34)
水 稲	1, 152, 1	1, 150. 0
小 麦	368. 2	380. 0
大 豆	445. 0	430. 0
飼料作物	537. 3	499. 0
小 豆	5. 2	5. 0
そ ば	20. 5	20. 0
花 き	69. 8	60. 0
ス イ カ	8. 5	7. 5
メ ロ ン	12. 8	12. 0
カ ン ロ	3. 7	3. 5
南 瓜	41. 2	40. 0
ト マ ト	10. 0	16. 0
馬 鈴 薯	11. 5	15. 0
地力増進作物	16. 8	20. 0
そ の 他	205. 1	237. 0
合 計	2. 907. 7	2, 900. 0

販売金額 (千円)

作物	基準年(H29)	目標年(H34)
水 稲	1, 461, 926	1, 396, 200
小 麦	71, 846	79, 800
大 豆	124, 074	131, 600
飼料作物		
小 豆	799	790
そ ば	1, 710	1, 700
花 き	608, 757	617, 500
ス イ カ	20, 170	20, 000
メ ロ ン	72, 734	72, 000
カ ン ロ	29, 597	28, 500
南 瓜	50, 272	56, 000
ト マ ト	185, 033	205, 000
馬 鈴 薯	7, 962	8, 000
そ の 他	100, 289	132, 910
合 計	2, 735, 169	2, 750, 000

(2) 担い手の育成及び担い手への土地利用集積の目標

ア 担い手の育成目標

水田経営における平成30年4月23日現在の認定農業者は158名、認定新規就農者2名の160名となっており、水田所有農業者の83.3%を占めている。

今後は、農業者で組織する作物部会、青年部・女性部と連携し、後継者、新規就農者、女性、高齢者を含む農業者の農業知識向上を図るなど、多様な担い手の育成に努め、目標年の担い手の割合を87.0%とする。

イ 担い手への土地利用集積の目標

平成29年12月31日現在、認定農業者及び認定新規就農者への集積率は99.1%であり全水田面積の97.9%を集積している。

今後は、月形町農業経営基盤強化促進基本構想の効率的かつ安定的な農業経営に繋がるようさらに集積を推進し、目標年の担い手の水田面積集積率を98.5%とする。また、月形町人・農地プランを活用し適切な農地集積に努める。

3 ビジョン実現のための手段

(1) 経営所得安定対策等の水田活用の直接支払交付金（産地交付金）の活用方法

経営所得安定対策等の水田活用の直接支払交付金（産地交付金）を活用し、地域農業の維持、水張転作による水稻作付面積の維持並びに土地利用型作物及び特産品の振興を図る。
産地交付金対象作物 別紙のとおり

(2) その他の事業の活用

ア 農業生産基盤・高品位調製施設の整備

水稻、小麦、大豆、飼料作物等の土地利用型作物の労働力の省力化及び高位安定生産確保のため、排水改良、客土、区画整備等を実施し、圃場条件の均一化を図ることにより、ブロックローテーション等の土地利用を図る。

地形条件等により土地利用型作物の生産の効率化が難しい農地については、花き、果菜等の高収益作物の生産に特化した取組みを行い、排水改良等を効率的に実施する。

また、水稻、小麦、大豆等土地利用型生産物の消費者ニーズに向けた販売取組として高品位調製を実現する調製施設・機材・収容庫の更新・増設を次代への取組みとして検討する。

イ 効率的生産環境の整備

担い手による規模拡大により、経営農地が各地域に分散する傾向にある。よって、効率的・合理的な生産環境を整える事が必要となるため、月形町人・農地プランの活用及び関係機関等の協力により交換分合が実施可能となる環境づくりを目指す。